

赤穂城南緑地運動施設 使用料金表

野球・陸上競技・ソフトボール・サッカー・テニス等各種スポーツにご利用できます。

- ①使用時間 午前9時～午後5時(時期により変更あり)
 野球場については午後10時まで
 ②休館日 月曜日(祝日の場合は除く)
 年末年始(12月25日～翌年1月4日)
 ③使用期間 連続して3日間まで
 ④使用申請 使用日の2ヶ月前から

(1) 団体使用料

施設名	基本使用料(円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
野球場	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
陸上競技場	1,500	2,000	—	3,500	—	—
テニスコート 1面	450	700	—	1,000	—	—

◎加算等

次に該当する場合は、基本使用料にそれぞれの加算率を乗じた額が加わります。

加算区分	加算率
スポーツ以外の目的での使用	市内 10割
	市外 20割
営利目的での使用	10倍
入場料等徴収する使用	5倍

(2) 個人使用料

施設名	区分	金額
陸上競技場	一般	入場1回につき 150円
	学生	入場1回につき 70円
テニスコート		1面1時間につき 300円

※陸上競技場は2時間までの使用

(3) 設備使用料

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
野球場	本部室	600	700	700	1,300	1,400	2,000
	審判控室	300	400	400	700	800	1,100
	会議室	400	600	600	1,000	1,200	1,600
	更衣室	300	400	400	700	800	1,100
	放送室	2,300	2,400	2,400	2,600	2,800	3,000
照明施設	1時間につき			2,000円			
陸上競技場 (放送設備含む)	1,400	1,500	—	1,900	—	—	
テニスコート 放送設備	1日につき			1,000円			